

大分県中小企業活性化条例（平成25年条例第17号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（人材の確保及び育成並びに働き方改革の促進）</p> <p>第十六条 県は、中小企業の人材の確保及び育成並びに働き方改革を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 <u>下請取引</u>の適正化</p> <p>七 （略）</p>	<p>（人材の確保及び育成並びに働き方改革の促進）</p> <p>第十六条 県は、中小企業の人材の確保及び育成並びに働き方改革を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 <u>受託取引</u>の適正化</p> <p>七 （略）</p>